

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 28 年 10 月 25 日（火）午後 3 時から午後 5 時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

参加者等

司会者 佐々木 直 人（さいたま地方裁判所第 4 刑事部部総括判事）

裁判官 古 玉 正 紀（さいたま地方裁判所第 4 刑事部判事）

検察官 芦 沢 和 貴（さいたま地方検察庁・検察官）

弁護士 豊 泉 裕 隆（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 30 代 男性（以下「1 番」と略記）

裁判員経験者 3 番 60 代 男性（以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 4 番 60 代 女性（以下「4 番」と略記）

裁判員経験者 5 番 70 代 男性（以下「5 番」と略記）

裁判員経験者 6 番 60 代 女性（以下「6 番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、始めさせていただきます。私は、本日司会を務めますさいたま地裁第4刑事部裁判官の佐々木と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は、5名の裁判員経験者の皆様に参加していただきました。率直な御意見をお聞かせいただければと思っております。法律家のほうからも私以外に裁判官、検察官、弁護士1人ずつが参加しておりますので、まずは簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。では、検察官からお願いできますでしょうか。

芦沢検察官

さいたま地方検察庁の公判部に勤めております検事の芦沢と申します。本日はよろしく願いいたします。

豊泉弁護士

埼玉弁護士会所属の弁護士の豊泉と申します。本日はよろしく願いいたします。

古玉裁判官

第4刑事部の裁判官の古玉と申します。さいたまに来て2年半ぐらいたちますが、これまで28件裁判員裁判をやっております。参加された裁判員の方からも御意見をいただいています。今日はせっかくの機会ですので、忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会者

それでは、早速中身に入っていきたいと思えます。まずは、皆様がどのような事件を担当されたかについて私から簡単に紹介をさせていただきます。その後、皆様から事件を担当されまして、今どのような御感想をお持ちなのかについて簡単におっしゃっていただければと思います。あわせて、審理の日程についての御意見もお聞かせいただければと思います。1週間当たり何日ぐらいの審理が適切か、1日当たりの時間としてはどうか、休憩時間等について何か御意見があればお聞かせ願いたいと思えます。1番さんが担当された事件は現住建造物等放火の事件で、職務従事予定期間としては5日間、争点としては量刑以外に建物に火を燃え移らせる故意が

あったかどうかということが問題になっていた事件でしたか。

1 番

はい、そうです。まず、実際に裁判員裁判に参加いたしまして、現時点で私はやってよかったなと思っております。やっている最中に関しましては、日常的なところとかなり離れていたもので、不安も大きかったですし、結構疲れていたような気がしますが、終わってみて、どのように裁判が行われているかとか、実際に自分が参加して、基本的には自分のその後にプラスになっている部分のほうが大きいと思っています。日程に関しましては、週5日間あるうち月火水やって、木曜日が1日抜けて、金曜日、そしてまた翌週月曜日という日程でしたが、私の場合はふだん仕事をしていますので、できれば2日間ぐらいやって、1日あいたほうがありがたかったです。実際にやっている期間中も終わってから仕事に行っていましたので、会社側は認めてくれていたとしても、自分の仕事が終わらなければやらなくてはいけないので、朝会社に行ってから裁判所に来たとか、そういった日もありました。日程的にはこのぐらいで大丈夫ですし、時間的にも特に問題はないと思っています。

司会者

ありがとうございます。続きまして、3番さんは、強姦致傷等の事件で、職務従事予定期間は5日間、量刑以外に被告人が現場からバッグを持ち去ったか、それが強盗になるかが問題になった事件ということですね。

3 番

はい、そうです。裁判員裁判に出席させていただきまして、大変参考になりました。最終日に思ったのは、性犯罪もかなり厳しい判決が言い渡されるというのが今の社会の情勢と思うのですが、こういうものを見て感じて、当然という気持ちです。日程の件は、会社側の協力も得られましたので、どうにかやってこれたと思っています。あと、職場では私と社長だけの話にしておいていただいて、有休ということで処理させていただいております。

司会者

ありがとうございました。4番さんは現住建造物等放火等のたくさんの事実で起訴されている事件で、職務従事予定期間としては8日間で、量刑、刑をどのようにするかというのが争点だったという事件でしたか。

4番

私は、専業主婦ということで、家族の理解もあり、送り出してもらいました。日程も10時から3時ぐらいには終了したので、朝早くもなく、帰りが遅くもなく、よかったと思っていました。それから、事件によっては審理する内容も日程も時間も異なるということは承知していたのですが、8日間ということで大丈夫かなと感じました。続けて5日間ぐらいやりましたが、記憶が薄れないで続きをすぐまた次の日にやれたということは、私にとってはよかったです。休憩時間に水分補給も十分いただけましたし、チョコレートやあめとか何か、そういうものまでお気使いいただいて、ああ、すごく皆さん気を使っているんだなと感じました。私にとっては日程的には何の異議もありませんでした。

司会者

ありがとうございました。5番さんは、4番さんと同じ事件を担当されたということですね。

5番

まず、裁判員制度に参加するということは非常に私自身も関心がありましたので、抽せんでしょうけど、参加させていただいたことには感謝しています。それと、事件の量からいって日程が8日間になるのはやむを得ないとは思いますが、私の場合はリタイアして時間が自由なので、問題はありませんでした。同じ裁判員の方で結構仕事を持っている方がいらっしゃったんで、そういう方は少なきついののではないかなという感じがしました。裁判員というのは全く抽せんを選ぶんですか。ある程度、年代とかは考慮しているんですか。

司会者

年代というのは考慮はございませんで、最後は抽せんということになります。7

0歳以上ですと希望すれば辞退できるということがあるだけです。

5番

割と年齢的なバランスもよかったし、男女の比率もよかったような気がしましたが、裁判所側の意図はあったのですか。

司会者

全てコンピューターによる抽せんでやっております。6番さんは、強制わいせつ致傷の事件で、職務従事予定期間は7日間、争点としては被告人が暴行やわいせつ行為をしたかということ、それから責任能力も問題になったということでしたか。

6番

はい、そうでした。本当に貴重な体験をさせていただいたと感謝しております。本当に望んでも来られないところですので、裁判員裁判をやるんだという話をしましたら、皆さんにうらやましがられました。ただ、私は今パートで働いておりますので、今回の呼び出しがあと1週間遅かったら受けることはできませんでした。日程の全部に参加しなければだめだということで、働いているとやはりそれは非常に厳しいことではあると思います。たまたま私はいただいた日が大丈夫だったものですから、来ることができました。仕事をしている方であっても、経験したいという方はたくさんいらっしゃるんだろうと思うのですが、ただ、条件が合わないという方もたくさんいるんだろうな、それはとてももったいないというか、残念というか、そんな気もいたしました。ならばどうしたらいいのかという考えはないのですが、こんな貴重な体験をもう少し何か工夫できないかと思ったことも事実です。それから、今5番さんは裁判員裁判に集まってきた方が男女比率や、年齢が満遍なかったということでしたが、私はそのとき、年代がちょっと偏っているような感じがしたものですから質問したんです。そのときに男女の比率も、それから年代も本当に全然それはないんですよということだったんですが、偏りみたいなものを感じたことも事実ではあります。

司会者

そのときによって偏っているように感じたり、ちょうどよいあんばいになったりしたりというのがまさに最後は抽せんでやっているという結果でもあるのかなと思いました。では、引き続いて公判での審理の中身についての質問に入ります。裁判員裁判に参加をしていただいて、評議で意見をおっしゃっていただくという前提として、公判審理の中身がわからなければ実質的な意見は述べられないということになると思います。意見を述べる、考える前提としての法廷でのやりとりがわかりやすかったかどうか、何か問題がなかったかといったことについて順次手続に沿って伺っていきたいと思います。まず冒頭陳述、これから取り調べる証拠によって証明しようとする事実についての説明などについて、事件の争点やポイントを検察官、弁護人がどのように言っているのか、主張の違いというのはこの段階でよくわかりましたか。話し方や書面の使い方に何か問題はなかったでしょうかといった質問でございます。この点についての御意見はいかがですか。

6番

何かわかった気がするというか、へえ、そうなんだという、突然始まったみたいな感じを受けたことは事実ですが、わからないとは思わなかったです。こんなふうに始まるんだって思ったというんでしょうか、最初そんな感じだったと思います。

5番

私が担当した事件は結構件数が多いといたしますか、検察官、それから弁護人の陳述も割と早口というか、限られた時間内でのことでしょうか、やむを得ないところもあると思いますが、早いと思いました。冒頭陳述などに関しては我々裁判員が質問する時間はないんですよ。

司会者

冒頭陳述の途中でこれは何ですかというふうに質問を差し挟むのはなかなか難しいですね。

5番

終わった時点でも質問できたんですか。例えば時々専門用語が入っていてわから

ない部分があるんです。それをそのときに裁判員として質問はできたのかどうか。

司会者

それは、裁判長のほうからこの趣旨がよくわからないというときには、補足して確認するようなことというのはあります。ですから、1つその場で本当によくわからないというときには、何かメモを送るなりして裁判長を通じて聞いてもらうということも考えられると思いますし、あるいは、一旦休憩に入った後で、もし疑問点があったらみんなで話題に出すなりして解消した上で、必要だったらまた法廷でそこを実際に聞くなりして、確認した上で進めていくということは考えられたかと思います。

5番

事件の概要は大体そう難しいことじゃないんで、理解できるんですけど、検察官や弁護人の方からところどころ専門用語が出てきて、我々素人には初めて聞く用語とかありました。それをその都度聞いていたんじゃないかとでも進行にならないでしょうから、何かそれは後で我々が聞ける機会があったほうがいいんじゃないかという気はしました。

司会者

ありがとうございます。ほかの場面でもたまに早口過ぎると、こちらも少しスピードダウンしてくださいということは言うことがあるんですけども、特に最初の段階で結構内容的にも量があるような感じのところは、余りスピードを出すのではなくて、ちょっと間をとりながらやってほしいということでしょうか。

5番

検察官とか弁護人の方の性格とか個性もあるでしょうけど、検察官も2人いらっしゃいましたが、言い方などもそれぞれ違いますよね。弁護人の方も2人いらっしゃったんですけど、片や早口、片やゆっくりな感じで、それは個人の個性なんで、仕方ないのかもしれないですが、聞いているほうとしては戸惑う場面がありました。

司会者

4番さん、同じ事件ですがいかがですか。

4番

今お話があったように早口であると、理解がすぐにはできないので、少しゆっくりしていただきたいのと、それから滑舌がいいか悪いかでも多少理解度というのが変わってくると感じました。

司会者

ありがとうございました。ほかの皆さんも、ほかの場面でも結構ですので、検察官、弁護士あるいは裁判官も含めて、スピードが早過ぎて、もう少しゆっくりしてくれたらというようなこと、逆にゆっくりしゃべり過ぎですとか、あるいはしゃべり方がどうなのかということでも、何か気付かれたことがあったらお願いします。

3番

私の事件の場合には、今の口調のことだとか、ほかを含めて適切というか、わかりやすかったと思います。十分論点について話し合えたし、皆さんから意見もそれなりに出ました。そういう意味では、関心の度合いがかなり高まって成熟した内容になっていたと思います。そういう意味では理解度が深まったのかなと思っています。

司会者

最初の段階の冒頭陳述についてもまさにここがそれぞれポイントだなというのがわかりやすかったということですか。

3番

ちゃんとした論点ですよと、よく理解するための御説明がありまして、1つは窃盗か強盗かというようなところがありまして、その違いをかみ砕いて社会一般ではこういうようなことですよというような説明もつけていただいて、わかりやすかったと思います。

1番

わかりやすく、私も含めてみんな理解していたと思います。評議室に戻った後に難しい言葉をかみ砕いて説明していただけたので、内容がわかって裁判のほう

に臨んでいたという状況です。

司会者

引き続き、実際の証拠調べに入ってからのことについてお伺いいたします。質問の趣旨としては、まさに事件のポイント、争点というのがわかると証拠というのが一体どういう意味を持って調べているかということもわかるような形で取り調べられるべきだと思うんですけども、そのあたりで何か問題はなかったかということ、証拠書類の取り調べの中身についてですが、証拠書類について取り調べたときの量とか、あるいはわかりやすさがどうだったかといったようなこと、あるいは実際に調べた証拠の中で、これは刺激が強過ぎて実際にそんなのは必要があったのかどうかというところで何か疑問に残るようなことはなかったかといったようなことです。それから、証人が来たり、あるいは被告人自身が法廷で話をする場面というのがありますが、そのときの検察官や弁護人の質問の仕方や質問の中身、時間のかけ方といったことに問題はなかったかということをお聞きしたいと思います。次に、いろいろな証拠を調べて、振り返って見たら、ああ、この証拠は別に調べなくてもよかったとか、あるいは内容的にこれを調べるのは不適切だったというように思われた証拠はなかったかという質問になります。今一括して述べさせていただきましたけれども、今言いましたように冒頭陳述が終わった後で実際の証拠を調べているところで何か気付かれたこと、疑問に思われたことがなかったかということをごそれぞれお伺いできればと思います。

1 番

私が感じたことは、証人の方が出てきて、その方が正直何を言いたいのがわからなかった、そこでのやりとりというのが、時間はかけているんですけども、よくわからなかったということがありました。

司会者

証人の方ということは、結局それを聞き出そうとしている方の質問という問題もありますか。

1 番

そうですね。恐らくそれを引き出そうとしているんですが、伝わっていない。あと、無理やり連れてこられたんじゃないかなというぐらいな方がいらっしやいました、その方にかなり時間をかけていたような気がします。ほかの方はスムーズにいらっしやいたと思います。

司会者

重要度からすると比較的重要な立場の証人の方ということだったんでしょうか。

1 番

きっとそのはずだったと思いますが、それが引き出せずに、かなり粘ってやっていた。

豊泉弁護士

今のお答えに関連しまして、おおむね引き出せていないなと思われたのは検察官側か弁護人側か教えていただけますか。

1 番

検察官側の方です。

3 番

証拠調べに当たったの量であるとか、あと検察官、弁護人の時間のかけ方、それから適切な証拠であったかということなのだと思いますが、私は見て聞いている範囲ではそろっていたと思います。それをもとにして結論が得られたんだと思いますし、かなり充実した意見も出てきましたし、突っ込んだ意見もありましたし、細部にわたった意見も、あくまでも記憶ですが、それが行われたのかなと思います。議論が深まったという意味ではそろっていたと思います。そういう意味では十分だと思います。

司会者

ありがとうございました。それで、何かこれは要らなかったという証拠はありませんでしたか。

3番

余分なものは別になかったと思います。

4番

私のところは、その都度の証拠を映し出されて、それを見たりしてやりましたが、皆さんもそうかと思うんですけど、プロの人がこういうふうに持ってくるんだから、これはそれに基づいてやるんだらうなというふうに自分自身考えてしまったのが本音なんです。それで、ああ、こういう証拠を使ってこういうことを打ち出すんだとかいう感じはとても持てたように思います。これがなかったらきつとここまで突き止められないのかなとか、そういうのを実際に感じました。

5番

証拠書類とかスライドとかモニターで全部1件1件見せていただいたので、非常にそういう意味では丁寧な証拠調べと感じました。4番さんがおっしゃったように起訴するためにいい場面だけをとったという感じがしました。同じ写真でもいろいろあると思うんですけど、例えばモニターで見ているときに、じゃこっち側から写った写真はないのかなとか、放火事件ですから、焼けた後の写真をこっち側から撮った写真はないのかとか思いました。検察官の方がおっしゃっているだけで、それに対して僕らが疑問に思ったことをその時点でモニターを見ながら例えばここはどうなっているんですかというような質問ができませんでした。

司会者

それは証人や被告人と違って書面の証拠を調べているところですから、基本的に途中で質問を挟むということは予定はしていないと思います。恐らく実際の法廷が始まる前に争点とともに証拠を整理していく中で、争いのない事件ですと事実の認定に、あるいは刑を決めるということで必要な証拠を選んで、当事者がそれぞれ、特に立証するのは検察官ですかね、そこは必要な範囲のものをうまくわかりやすい形では考えながら恐らくまとめているんだらうというふうには思います。弁護人のほうもそれを証拠とすることに異議がないということで同意して調べられているよう

な証拠なのかなと思います。ただもしそこがわかりづらいということだったら、そこは証拠調べが終わった後でまたちょっと必要に応じて確認するなりということではできたかなと思いますが、実際もう少しまとめ方にしてもこういうふうにまとめたほうがよかったんじゃないかとか、何か疑問が残るようなことというのはありましたか。

5番

写真に関しては若干よくわからないところはありませんでしたが、検察官が言ったことに弁護人の方は別に異議はないという感じで、ちょっと法廷内でのなれ合いとは言わないですけど、そんな感じ、要するに事がスムーズにいき過ぎるという感じがしました。

司会者

当然当事者が争っていないところでもうこれは証拠として構わないですよという場面と、ここは証拠の内容自体争いますから、同意できませんというところ、それはものによると思うんです。恐らくその場面というのは争いはない点に関する証拠だったから、なれ合いというのとはちょっと違うということですかね。法律にのっとった形でやっていると思うんですけども、ただそこでどういう証拠をうまくまとめてわかりやすい形で提示するかというのは、多分当事者の工夫というところだとは思いますが。

5番

その点で第三者である私から見ると、ここをもう少し説明してほしいということがあった場合に、終わってからではなかなか話せないですし、しかも件数が多いので、休憩時間にそういえばあれはどうだったよって裁判員同士でちょっと話をすることはあるんですけど、それが法廷にフィードバックされるかということそうではないと思いました。

司会者

確かに後で休憩時間に見てわかるよということじゃなくて、法廷でまさにわかり

やすい形で出してもらおうということが大事なところですので、あとはそのわかりやすいところについては有罪か無罪か、それから刑を決めるのに必要なところの部分がちゃんと出ているかどうかということにはなろうかと思います。

古玉裁判官

確かになかなか難しいのは、写真も極端な話をすると、現場で撮った写真をみんな出すということになると、かえって多くなりどこがポイントかがわかりづらくなるようなこともあります。基本的には今回まさに判断するために必要な写真に絞って、枚数も絞って、その場で見てポイントがわかりやすいようにまとめてもらうというのは多分裁判が始まるまでの事前の作業で行っていて混乱しないように絞っているところもあるのかとは思っています。私も裁判員の方と実際の事件で話していて、図面などがわかりづらい場合というのは確かにあります。もし疑問を持たれたところがあれば、裁判官に伝えて、そこから検察官や弁護人に伝えてもらって、補足してもらえるところがあれば補足してもらおうということも可能だったかもしれないです。

5番

初めての裁判員ですから、今おっしゃったように裁判長の方にちょっとメモを渡すとか、そういうことができることも知らなかったですし、そういうことをしているのかもわからなかったです。そういう点ではとにかく量が多かったので、要するに1つの証拠を見ている間に次の証拠が出てきますので、ここがわからないと思っても、すぐに次へ進んでしまうと、そこで口を挟むという余裕はありませんでした。あと部屋へ帰ってきてからどうもあそこがよくわからなかったとか、それは割と裁判員同士で共有されたことがありましたので、それが検察官の方へフィードバックされればなと思ったんですけど。

古玉裁判官

確かに大前提はその場で見て理解して、戻ったらすぐにそれを前提として議論に入るというのを目指さないといけないところがあるので、これから努力していかな

いといけないところだなとは思っています。

6番

証拠に関して、事前に皆さんである程度協議されたものが私たちに来るわけですね。審理が始まる前というか、事前に打ち合わせが既にあって、何が争点だとか、証拠が何か一応話がされていて、それでなったわけですね。なので、本当に整理されていてという印象があって、証人に対しての質問だとかそういうこともわかりやすかったと思いますし、鑑定人の話も、たくさんのスライドを使った説明があったのですが、本当に要領よくまとまっていてわかりやすかったです。ただ、ところどころ質問してくださいとか言われるので、何を質問していいかわからないような感じはありました。法廷の時間が終わって控室に戻りますよね。そのときもわからないことを聞けましたし、こういうこと聞いてくださいとかというふうに言ってくださいましたし、こういう言い方で質問すればいいですよとか、そんなアドバイスもありました。今となっては何か法廷で質問できればよかったなと思います。不要と思われるものはなかったでしょうかという中に、被告人を知るために生育歴や病歴がずらっと出されていて、こんなことが必要なのかと思いましたが、でもやっぱり理解するには必要だったんだろうなと思いました。ただ、やっている最中は夢中でそのことを聞いていました。ちょっと時間がたってからあそこまで暴く必要があったのかなみたいな思いを感じなくもなかったです。でも、理解するためにはやはり必要なことだったんだろうなというところにまた落ちついております。

司会者

ありがとうございました。6番さんの事件は、精神鑑定が採用されて、その鑑定人の方も恐らくプレゼンテーションというか、先に一通り説明して、後から当事者が質問したりという方針で証人尋問されたということですか。

6番

はい、非常にわかりやすかったです。

司会者

後になると自分からも、質問をしてもよかったみたいな話をされましたが、何かもう少しこう工夫したら自分からも質問できたのにとかというのはあったのですか。

6番

そういう意味ではなくて、せっかくあの場にいたので、そういう機会があったらとは思ったんですけど、質問することもなかったものですから。

3番

休憩時間も論点というか、わからない点について説明を受けて、こういう点がどうなんですかと聞きますと、よくかみ砕いて説明を受けたという印象がありました。そういう意味では理解は深まったのかなと思います。意外と休憩時間も皆さんそういう裁判の話題についてひたすら話し合っていたという、そういう時間を過ごしました。

5番

先ほど4番さんのお話でも、私たちの事件の場合、本人の責任能力の問題がありました。その辺で弁護人の方の質問に対して被告人の回答、答えが的を射ていないケースが多かったんです。ああいう場合は、弁護人の方というのはもう少し工夫して質問できないものですか。

司会者

前提として恐らく責任能力自体は、いわゆる責任能力が欠けているというよりは、刑を決める事情の中で被告人のそういう状態というのを考慮してほしいというような話の事件でしたでしょうか。

5番

ええ、そうです。

豊泉弁護士

まずこの件どの弁護士が担当したかわからないのですが、基本的には弁護人としては、裁判に臨む前には、やはり質問というのは実際にどういう答えになるのかなというのは確認はするようには私の場合はしております。

5 番

それは被告人とも事前に打ち合わせみたいなことをされているということですか。

豊泉弁護士

裁判員の方、もちろん裁判官にも、判断する側にわかりやすく話が伝わらないといけないと考えておりますので、リハーサル的なものというのは私のほうはしております。なので、何が原因でそうなったかというのは見ていない以上断言できないところはあるんですけども、もしかしたらそういうところが足りなかったのかもしれないというのが正直な感想として一点。もう一点は、そういうのをやっても、実は私も経験あるのですが、全然この間と言っていること違うじゃないですかと言いたくなってしまうぐらい突然不思議な回答をしてくる方もやはり正直いらっしゃいます。

古玉裁判官

実際の事件の中でよく聞く話が、こちらは気を使っているつもりでもちょっとショッキングな証拠があって、本当は目にしたくなかったと言われることも多いんです。皆さん、実際に見た証拠の中で刺激が強いと思われたような証拠はありましたか。

(意見なし)

豊泉弁護士

質問をして証人なり被告人が答えてというやりとりなんですけども、この時間が長過ぎるとかなり聞いていてつらいというような御意見も伺ったことがありまして、担当された裁判でそのようなことがありましたか。

1 番

私は、特にはそのようなことは感じませんでした。時間内におさまっていて、オーバーするとかそういうのも特になく、スムーズに流れていたと思います。

芦沢検察官

皆様から出た意見について検察官なりに思ったことを少しだけお答えできればと

思っています。5番さんのお話にあった放火の写真について、反対側の写真がないのかとか、そういったことを法廷で思われたということについてなんですが、これは検察官の立場からいえば、そういうふうに法廷で思われたということは、写真の選定においてまだまだ工夫の余地があったということでもあります。裁判においては量刑ということで刑の重さを決めるのが争点だったということでしょうから、その範囲で必要と思われるものを検察官として選んだつもりですが、見ているほうからすればこっち側がどうなっているのかなとか、いろんな関心が湧いたところにそういう写真を必要な、余り多過ぎてはいけないというのは大前提としてありますので、その中で選別についてなお工夫の余地があったということになります。実際に放火の現場の写真ですと、もともとの証拠になる写真は、最低でも100枚ないしは200枚はあるようです。これをそのまま出すというのは適切じゃないというのは明らかでして、その中から常に選定しているということになります。検察官や弁護人はその写真を全て見ているので、例えばこっち側というのは見ても何もなかったと、あるいは特に見てもらう必要もないというふうに考えて落としたかもしれませんし、場合によっては見てもらってもよかったかなというところもあるので、その事案、事案に応じてなかなかわからないところがあるのですが、少なくとも検察官がこれはこのくらい見てもらって、検察官の言うとおりでそれでいいだろうみたいに思って選んでいるのではなくて、一生懸命たくさんある中から限られたものを選んでやっているつもりではあるというところなんです。ただ、それでもやっぱり審理に臨まれる裁判員の方が疑問に思ったということは、これは大いに次に生かさなければいけないということで持ち帰りたいと思います。それから、もう一つ、質問と答えのわかりにくさみたいな話だったんですが、被告人に対しては検察官は事前には打ち合わせのようなことはしません。というのは、取り調べを既にしていますから、裁判になるに当たって裁判の直前にまた検察官が会って話をすることではなくて、これは弁護士さんが直前に打ち合わせをして、弁護士さんのほうから質問をして、検察官のほうは言ってみれば証人に対する反対尋問のような立場で、反対側の

立場から話を聞くということなので、事前に打ち合わせはしないということになります。あと、検察官のほうで準備をできているのは検察側の証人ということで、1番さんの話に出たような形は、検察官は本来来た人がどういう話をするのかということについては事前に打ち合わせができているはずですが、来たくないというような意向がもしあったとすれば、そのこともわかっていたのかもしれませんが、その中でどこまで話をしてもらえるかということについて、その感触を得た上で法廷に臨んでいたはずなんですけれども、そういうふうにはその方は思うように話をしてもらえないというふうにはわかっている場合もありますし、そうじゃなくて事前のテストまでは順調に話をしていたんですが、いざ来たら一切話をしないと、こういう場合もあります。証人尋問というのは思ったようにいかないというところが前提としてありまして、検察官が呼んでいるのだから、当然話をするんだろうと思っているわけですが、そこが実際はそうではないというところで、そこら辺が、出来レースじゃなくて、実際に生の事件について証人から話を聞くというところ、まさにそこに意義があるというところだと思います。検察官がそこで何かどうも聞けていないというふうには思ったということは、少なくとも検察官が意図していることがあって、それができていないというような状況は伝わったということだと思いますので、あとはそれが証拠上どういう意味があるのかということなんですけど、いずれにしても実情として申し上げます。

司会者

続きましてはその証拠調べが終わった後で、調べた証拠の内容を踏まえて、最後に検察官、弁護人がそれぞれ論告、弁論ということで事実認定や量刑についての最終意見ということを書かれたというふうに思います。その内容についてよく理解できましたかということと、ただ単体としてそれを理解できても後の評議に使えないと意味がないわけで、そこで裁判官のほうからこれはこういうことを言っているんですよというような形での説明が特になくても、まさにこういったことを評議すればいいんだなということがよくわかるような内容だったか、それともそうではな

かったかということの質問でございます。

6番

これについてきちんと書面でいただいていたような気がします。そのときに検察官側がこういう意見，弁護人側はこうということで，非常にわかりやすかったという印象はあります。

5番

私が担当した事件は放火事件で15件ありました。明らかに事実は認めていて，あとは量刑の問題ということが前提にあったので，今の話は非常に的確に説明されていましてから，私はよく理解できました。

4番

私も5番さんと一緒に事案でしたので，別にこれについてはなかったです。よく理解ができていました。

3番

量刑につきましてもわかりやすかったです。類似の刑の量刑はこういうことですよというようなことをスライドで見せていただきました。それが参考になりましたので，皆さんよくわかったと思います。

司会者

3番さん，それは恐らく量刑のデータベースをグラフないし一覧表という形で御覧いただいたんだと思いますが，後の評議でも多分使われたと思いますが，論告や弁論のところでも何かそれを使って意見が出てきましたか。

3番

最終の段階ですね，それは。それを抜きにしてもわかりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。後ほど評議の御感想等についてもあわせて伺いたいと思います。それでは，論告や弁論の中身というのはあるいは評議にも絡んできますから，評議についての皆様の御感想を伺うということにしたいと思います。これも

一括して伺いますので、気がついたところをおっしゃっていただければと思います。評議の秘密に触れない範囲で率直に御意見をお聞かせいただければと思いますけれども、1つが評議の進め方や整理の仕方等に問題はありませんでしたかというものでございます。今はこの点について議論をしているというあたりがきちんと皆さん意識して、それについての意見を出すということができていたかといったことも含まれております。2番目が時間として適切なものだったか、もう少し時間をかけるべきだったのに少し足りなかったんじゃないか、あるいはそこまで結論を出すのに余分なことをやり過ぎて時間かけ過ぎたということはなかったかということでございます。それから、3番目はその評議の中でまず御自分が十分に意見を述べることができたかということです。御自分以外に、もし、ほかの裁判員の方も意見を出せるようだったかということで、もし誰か意見が言いにくかったとすればこういうことが考えられるかな、もう少しこういうふうにすれば意見が言いやすかったんじゃないかというところでの御意見があればそれもあわせて伺いたいと思います。気になることは何でもぜひおっしゃっていただければと思います。

1 番

評議に関しましては、まず私がやった裁判では、こういった1とか数字ではなくて、全員合意のもと名字だったりやっていったので、評議室内で非常に親近感があるというか、同じ目標に向かってやっているというところがありましたので、進めやすかったと思っています。昼食をとるときも裁判長だったり裁判官の方も一緒に同じ部屋でとっていただく機会もありまして、その辺で非常に環境として話しやすい状況というのをつくっていただいていたので、逆に質問事項とかそういったのもそういったとこで聞く時間というのがありましたので、スムーズにいったのかなと思います。ですので、補充裁判員の方を含めて8名全員で意見というのはすごく出ていたものと思いますし、実際の法廷に入ったときでもほとんどの人が数回、質問をしているという状況でしたので、時間的にも短くいくところはいきますし、時間かけるところにはかけてやっていたのかなと思います。バランスとしてもどち

らかという恐らく年齢としては若い人がいましたので、よりスムーズにはいって
いたのかなと感じています。

3番

皆さんの意見が全員出ていました。十分時間を尽くして、食事中も意見が出てき
まして、途中で何かわからない点がありますかというような声かけもしていただい
たり、そういう意味ではかなり議論が深まった結論が得られたような気がいたしま
す。

司会者

ありがとうございました。3番さんの事件でいうと、評議の順番としては恐らく
事実をまず認定してから、認定した事実に基づいて刑を決めるということで、刑を
決めるときにはやはり先ほどおっしゃったようにグラフも参考にしながらやってい
ったという形でしょうか。

3番

そうですね。おさらいするように事件の経緯、証拠書類、それから論点、そして量
刑ですか、どういうものを加味して最終的にこれは評定されるか、かみ砕いた説明
も裁判長のほうからありまして、皆さんそれを聞きながら、その一覧表を見ながら
評議を進めていったという、そういう時間が流れました。

司会者

グラフを見た中での位置づけとしてこの事件がどうかというあたりを判断すると
いった、そういったようなニュアンスの話ということでしたかね。

3番

そうですね。過去の事件を加味してというか、見比べて今回どうなのかなという
ようなことを各自が類推して結論を出すと、そういう過程を踏んで結論づけていっ
たということです。

司会者

議論しながら自分なりの位置づけなり、最後の刑の意見が出せるような形でされ

たということなんですか。

3番

自分の意見が出せるようになりました。

司会者

ありがとうございました。1番さんも評議の順番として、まず事実認定で故意が認定できるかというところを評議してから、その後で刑を決めるという話になって、やはり評議の中では恐らくグラフも使われたりしたと思うんですけど、当事者の意見のほうではどうでしたか。検察官や弁護人もそういうものに基づいて、先ほどの論告、弁論の意見に戻ってしまうんですけども、何かこういうことだから、こういう年数が相当なんだみたいな形のところというのはそれぞれわかりやすく出ていたような感じでしたか。

1番

わかりやすくグラフというか、表にして、類似の件でこういったのがありますということでありました。事件自体が人が亡くなっているという話の中で、ただ実際に話し合われたのは現住建造物等放火ですので、放火の殺人の話ではないですよ。

司会者

4番さんと5番さんの関係だと、刑を決めるというところがまさに評議なんですけども、そうはいつでも件数、大きい事件もあったりしながら件数もいろいろあってという中で、どういうふうに考えていくのかというあたりはなかなか苦労されたところもあるかと思いますが、そこも含めて何か評議の関係での御意見等ございますか。

4番

プロジェクターで類似の表を、こういった事件だったらこのくらいでということでお聞きしました。そういう判断材料がなかったら、何年にしていいいか、全然見当もつかない感じでした。それで、再犯でなく再々犯ぐらだったかなと思うんですけど、それですごく参考になりました。皆さんでそれぞれが意見を出し合って、中身

は一人一人聞きたいことも聞けたし、充実していたんじゃないかなと思います。その都度、難しい言葉に行き当たると、その都度説明してくださって、また同じことを二度聞いても、また説明をしてくださって、とてもわかりやすく事が進んだという印象があります。その都度やはり説明を聞かないと、何しろ素人なもので、すごく不安もあり、判断材料として適宜な指導をいただきました。それは、私にはとってもよかったです。

司会者

ありがとうございました。今説明が役に立ったとおっしゃったんですけれども、ある意味評議をする側として、法律的なこと等必要なことは裁判官から説明をさせていただいたとしても、逆に言うと、ほかのところで余り説明が入ってというのも、結局こっちが説明してばかりで、そうですねという話になっても少し困る面もあるものですから、そこあたりはうまく切り分けられていましたか。

4番

それは、ほかの若い裁判員もその都度、こういうところはこうじゃないのかと大分討議をしました。

5番

私たちが担当した事件は評議に2日をかけているんですよ。最初は、2日もかける必要があるのかなと思っていたんですけど、実際評議を始めますと、結構皆さんそれぞれ意見があって、かなり熟した内容だったと私は思っています。正直言って量刑の問題は、4番さんがおっしゃったように、全く見当がつかないわけですよ。放火事件で1人が亡くなっている、こういうケースの場合はどうなんだろう。いろんな意見を交わしているうちに、データベースを使って過去の例を見ましょうということで見まして、私たちが担当した事件は大体このくらいかなということで、意見を出しました。

6番

評議についてということで、評議の進め方や整理の仕方等に問題はありませんで

したか、今何を話し合うのか明らかになっていたのでしょうかということですが、多分8名ですよね。8名全員が多分わかっていたときって言うと思うんです。ただ、実際は素人の悲しさで、意見は言うんですけど、多分何か違う方向に流れていたことが随分あったんだろうと思うんです。ところどころで軌道修正をしていただいていたというか、裁判官に、今話し合っているのはここですよ、みたいな、こういう修正を随分加えていただいていたなと思います。わかっていたつもりですが、実際は何か違う方向へすごくエネルギーもあったのかもしれないなという気もしています。全員が口を開いて話をしていたんです。裁判員の方も裁判官の方も、本当にこの場は皆さんが積極的に話し合いしてくださって助かります、みたいなことを言ってくださったんですけども、実際はやはりずっとひっきりなしにしゃべっていた方もいましたし、やはり、ばらつきがあったかなという気はします。時間とかは適切だったと言えるのではないかと思います。ただ、量刑とか決めるときに煮詰まったという状態がやはりありました。そのときは休憩を入れてくださって、また仕切り直しをしましょうみたいな感じで入りましたので、疲れたという印象も確かにありましたけれども、そのくらい重たいものに携わっているんだねという、そういう自覚で新たに臨むことができましたので、よかったというか、適切な時間を過ごすことができたと感じております。

古玉裁判官

評議の場で、率直な話、結構裁判官が説明する場面があって、確かにそれによってよく理解できたという面もあると思うのですが、ここまで説明されると、その後正直少し意見が言いづらくなってしまったというような場面はなかったでしょうか。

5番

おっしゃったように私も、裁判官の方が言うと、それに同調というんですか、そのような雰囲気は危惧したんです。やはり裁判官とか裁判長が言うと、どうしても重みが違いますよね。それに流されるのかなという危惧はありましたが、私が担当した評議のときは、それはなかったです。非常に僕は適切だったと思います。意見を誘

導するようなことはなかったです。結構第三者的といいますか、余り個々の意見を誘導するようなことはなかったです。ただ、声の大きい人が1人いると、評議の雰囲気といいますか、影響されるというのは、私もちょっと感じました。そういうときには、裁判官の方が、誘導じゃないですけど、融和されることはあるのですか。

古玉裁判官

確かに交通整理したほうがよかった場面とかもあるかもしれないですね。

司会者

恐らく今は何について評議するのかというところの交通整理が1つです。あとは比較的いろいろ意見を出しやすい方と、そんなにたくさんはしゃべられない方を含め合議体でやっていくということですから、そこは司会をする側としては、とにかく声を出しにくくて遠慮してしまう方が出ないような形で、皆さんの意見を酌み取れるよう気をつけたいと思っております。

4番

5番さんがおっしゃったように、言葉、難しい裁判用語とか、説明を聞けば聞かだけ説明してくれたんですが、誘導的な言葉というのはなかったと思います。それで、気にかけていただいた、補充裁判員の人はどうですかという言葉も、何か御意見ありますかと聞いていただいたので、そういうところもよかったのではないかなと思っています。雰囲気も何かすごく皆さん本当に、スムーズというか、それなりによかったのではないかなと思いました。その場限りの人たちでしたけれど、皆さんそれぞれ充実して意見を述べられたのではないかなと思っています。

豊泉弁護士

1点お伺いしたいことがございまして、評議に際して、弁論で配付ペーパーをいただいたと6番さんはおっしゃっていましたが、皆様同じように弁論のときに評議室に持ち込めるようなまとめのペーパーみたいなものを配付されましたでしょうか。

5番

記憶は曖昧ですけど、なかったように思います。

豊泉弁護士

弁論の主張の内容をまとめた、標題をつけたりですとか、矢印とかできれいにまとめたようなペーパーを配るような弁護士も増えてきているというような事情がありまして、ただもちろん配らない方というのもそれなりにまだいらっしゃるということも聞いていますので、その辺は今どうなのかなというのをお聞きしてみたかったです。

司会者

6番さんはありましたか。

6番

はい、いただきました。

司会者

1番さんはどうでしたか。

1番

入ってから法廷に紙が置いてありました。

司会者

3番さん、御記憶ありますか。

3番

記憶にありません。

司会者

検察官は、大体1枚紙で論告のときに配っていましたか。

芦沢検察官

検察官は、配らないことは今のところないと思いますので、検察官が論告というふうに、最後に懲役何年とか言う前に、大体A4サイズ1枚か、事件によってはA3サイズ1枚か、場合によっては2枚にわたることもありますが、そういったものを、お手元にあるものを御覧になりながら話を聞いてくださいといった感じで進めてい

ます。

豊泉弁護士

配られた御記憶がある方にお伺いしたいんですが、その配付ペーパーに書かれた情報量は、弁論の内容を評議の間に思い出すのに、これぐらい書いてあると助かるなという適度なものでしたか。逆に文字が多過ぎて、ちょっと読むのも嫌になるようなものであったのか、あるいは少な過ぎて、ちょっとこれでは評議をするのに参考にできないなというものであったか、その辺をお伺いできればと思います。

6番

適切であったと思います。そんなにたくさんの説明文であったわけではなかったですから、矢印があつたりとか、端的に要点を示していただけたという印象です。わかりやすかったと感じました。

司会者

最後に、裁判員裁判に参加されたことに伴う負担についての質問でございます。負担というのは、一つには、裁判員裁判にかかわることでのふだんの生活、お仕事や家事、育児等の関係での御負担というのがありますし、もう一つは裁判員裁判を担当したことによる審理や評議や判決に伴う負担ということで何か御意見があればお聞きしたいと思います。

1番

負担というところに関しましては、まず実際に始まってから法廷を見て、もちろん関係者の親族の方がいらしているというケースがあるかと思うんですけども、ここは、入口が1つしかなくて、帰る時間が一緒になってしまうというところで、私は特に余り気にするほうではなかったんですけども、女性の方だったり、男性の方でも、気になっている方が出ていました。その方は、やはり怖いと、時間をずらしたいとか、同じ電車で帰れないとか、非常に気になるという話をされていまして、大体3日目ぐらいから、そういった方は食事とかも少しとりづらいたとか言っている方もいましたし、その辺は非常に負担になる人にはなるのではないかなと思っていま

す。恐らくそういった方というのはこういう経験者の話をするという会にも来ないでしょうし、できる限り忘れたい、もうその場で忘れていいですよと言われた瞬間に忘れると思いますので、逆にここに来ている方は、私も含めてなんですけれども、基本的にはプラスに考えているので、ここに来ています。不安とか、そういったのというのはないですけれども、間違いなく被告人や関係者の顔は覚えていますし、これから先も忘れることはないと思います。それが不安というか、負担なのかどうかはわからないですけれども、間違いなく携わらなければ知らなくてもいいことだったとは思いますが。

3番

特に負担はありません。会社の協力も得られましたし、あと参加された方からも、今1番さんのような、そういうことも耳に入ってきてませんでした。

4番

人が人を裁くということにすごく慎重にせざるを得ないというか、心配をしているときではないとわかっていても、多少心に残っています。それから、やはり先ほども申したように、そのときの被告人の顔、涙ぐんで、すみませんとか言っている、その姿というものは脳裏に焼きついて、新聞など、ほかの裁判でも裁判員裁判と書いてあると、ああ、自分のときはこうだったなとその都度思い出されます。量刑も、皆さんで決めたことだから、適当だと自分では思っているんですけれども、決めたことに対しての重みというものがすごく感じられます。ぜひもうこれ以上再犯を繰り返さないでと願っています。ただ、裁判に臨んだという負担は、その人に対しての負担であって、自分の負担ではなかったです。自分の負担は、心の負担ではあるかもしれないのですが、家族からは、行ってはいけないとも言われませんし、自分ではいい勉強になったと感じています。

5番

負担という点では、私は冒頭申し上げましたように全くなくて、むしろ参加したことに非常に意義があると思っていますし、終わった時点でも、精神的なダメージ

があるかもしれないので、カウンセラーの案内をいただきましたよね。果たして私にこれが必要なのかと思っていましたが、実際終わって、その後、埼玉県内のいろんな事件について関心を持って新聞を見るようになりました。そのときに、たまたま私の担当した事件は事実がはっきりしていて、量刑の認定だけだったので、比較的精神的にも心理的なダメージはなくて済むと思っていました。ほかの事件の、例えば殺人とか重犯罪の場合はどうなのかということを考えると、裁判員制度で裁判員が加わって、人の一生を、ある程度左右する判決を出すということはかなり難しい、今の制度が一番正しいのかなということまでちょっと考えることはあります。我々は陪審員と違い、直接その量刑を判断をする。それは、私が担当した事件は、類似事件があつて、ある程度判断ができたからいいですけど、完全に無罪か有罪かって言われたときの後の後遺症といいますか、かなり大きなものになるんじゃないかなという気がしました。

6 番

1番さんの話を聞いて驚きましたが、やはり関係者というか、傍聴人というんですか、そういう方がいるときというのはそういうこともあり得るんだなということ何か今恐ろしい思いで聞いたんですが、たまたま私が携わった件は傍聴者の人はいなかったんです。公判が終わって、部屋に入りますよね。控室に入って、それからトイレに行くときも、法廷にいる被告人が通り過ぎてからという、それからしばらくたってドアをあけてというような状況で、すごく守られているという思いがすごく強かったものですから、怖さとか全く感じませんでした。本当に身内の方だとか傍聴人がいるときというのはそういうことも起こり得るなど、今改めてそういう感じがしています。私どもの裁判が終わってしばらくたちましたが、暴力団関係者の新聞記事がありましたよね。裁判員裁判に対して何かかかわっていたというのがありまして、いや、怖いことだなというのを感じています。私は、直接は私が携わったものに対して直接はなかったんですが、そういうことが起こり得るといって、そういう怖さを感じています。でも、幸い心理的なものというのも私は受けることも

なく済むことができたなど私は思いますが、全ての裁判においてそうではないんだなという感じがしています。

司会者

やはり何か事件関係者の接触等、懸念があるようなときには、こちらでも実際裁判が始まる前にももちろんそういう情報というのは収集した上で適切な対応はとりたいと思っておりますし、始まった後、皆さんが加わられた後でも、気にされるようなことは、またその都度ご相談いただきながら、それに対応して、例えばお迎え、お見送り等のやり方を考えるなりということが必要だと思っております。

古玉裁判官

御負担の話で、やっぱりいろいろお仕事とか御家庭の事情がある中で参加していただくのは大きな負担だと思います。いろんな面でやはり精神的負担を感じるころが多いと思うので、人の人生にかかわるような判断をしなければいけないところもあるし、あるいは関係者の方からどのように思われるかというようなこともやはりどうしても気になってしまいますよね。でも、裁判員制度というのは、もちろん負担はあるんですけれども、参加したくないと皆さんに思われてしまうと成り立たなくなってしまう制度なので、裁判所のほうでも一番考えているのは、まず参加していただけるような環境づくりしていこうということです。これからもう少し裁判所のほうで御負担を少しでも和らげられるところがあれば和らげていかなければいけないと思っております。制度をこれからずっといい形で続けていけるようにしていくために、裁判所のほうでもいろいろ努力をしていきたいと思っております。

芦沢検察官

検察庁としましても、裁判員制度について広く皆様方に今後も参加していただきたいと思っておりますので、その点で、まずは中身の問題として、わかりやすい審理、それから適切な証拠調べを経て、判断していただくという面での工夫について、まだまだ工夫の余地があるということを今日お話聞いて思った次第です。これは持ち帰って、また検察庁でいろいろと取り組みたいと思っております。それから、参加

の負担という面で、なかなかお仕事とか家事とか、そういった面との調整について検察庁が何かお役に立てるといのはなかなか難しいかもしれないのですが、関係者との接触とか、そういった面については、その事件の予想される展開というか、事前に捜査もしていますから、遺族の方の感情だとか、あるいは裁判を受ける側の人の関係者の人にこんな人がいるといった情報については事前に持っているものもありますので、これはもう打ち合わせの段階から法曹三者で共有して、裁判に臨むに当たって最大限生かしていきたいと思います。それでも不測の事態というのは起きるわけですが、警察も協力態勢にありますので、必要なことについては手を惜しまずに協力してやっていきたいと思っています。

豊泉弁護士

本日は、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。弁護士会としても、せっかくこのような負担を押してまで裁判員の皆様に裁判に参加していただいていますので、わかりやすい裁判というのをいつも心がけております。せっかく来ていただいたのに、結局弁護人が何を言っているかわからなかったというような裁判では非常に申しわけないという思いで私どもも会議、研修等を強化しまして、現在、裁判員裁判をよりわかりやすいものへということを考えて、やってきております。それから、今少し話題に出ました、関係者の接触というところですが、特に被告人もしくはその親族というところは、そこが接触しないように働きかけられるのは弁護人としてもお力になれる部分、特に被告人、その親族と打ち合わせをしていることが多いので、その点、厳に慎むようにということで弁護人からの指導等もできるかと思っておりますので、そういうところでは、より一層弁護人として働きかけをしていきたいなと本日また気持ちを新たにしました。本日はどうもありがとうございました。

司会者

私たちのほうで準備させていただきました質問事項としては以上ということになりますが、何かこの機会にという方はいらっしゃいますか。

1 番

このような機会というのが非常に大切だと思うんです。ただ、時間的なもので、今回15時からでしたが、それに参加できるというのは結構限られている方だと思うので、例えば午前中にしてみたら来やすい人がいたり、逆にちょっと時間外になるかもしれないですけども、夜にしたら逆に来れる人もいると思うので、その辺の時間的なところで参加できる人数というのは増えてくるのではないかなと感じました。

司会者

ありがとうございました。ほかの皆さんはいかがですか。

6 番

この制度が始まって10年ぐらいたちますか。まだやっているんですか、と言われたことがあったんですが、私、裁判員裁判に選ばれたのよって言いましたら、何かすごくうらやましいという人もいましたし、呼び出しが来て断ったのよという人も結構いたんです。ただ、やってみたいという人もたくさんいたことも事実なんです。実際仕事をしている人は何日かを全部というのはなかなか厳しいと思いますが、やりたいという方もいるわけですから、そういう方を募集するというか、そういう方法というのは何かできないんですかね。

司会者

ただ、本当にやりたい、やりたいという方だけを選ぶというんじゃなくて、最初はそれほど気が進まなかったけれども、参加してみたら、という方もぜひ入っていただいて、いろんな方の視点から御意見を聞きながらということが裁判員制度として目指しているところですので、その点は御理解いただければと思います。でも非常にやりたいというお気持ちを持って、実際呼ばれたときには参加していただくというのはありがたいことですので、そういうことでもぜひ、皆様もう既にされていることだと思いますけれども、実際やってみての、一般的な感想を、周りの方にもこんな感じだったよ、ということはおっしゃっていただいて結構ですので、ぜひ率直なところをお話しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

4 番

裁判員裁判に参加してということで、PRをしてもいいですかって終わったときに聞いたんですが、ぜひやってくださいとお返事をいただいたんです。ただ、内容とか、誰が言ったとか、こういうことがあったとか、守秘義務があるところは言ってはだめですよとは言われました。

司会者

ありがとうございました。ぜひよろしくお願いします。

5 番

私もできるだけ周りには裁判員制度のことをPRとといいますか、お話は、経験したことも話したりはしているんですが、いま一つ裁判所側のPR不足じゃないかと思います。意外と裁判員制度があるのは知っていますけど、実際こういう形でやっているということは余り周りには知られていないです。裁判員制度というのは重犯罪だけしかやらないんですか。

司会者

簡単に言うとそういうことにはなりますが、一定の重い罪、選べる刑の中に死刑か無期懲役が入っているか、故意の行為によって人を死なせた罪ということになっております。

5 番

重犯罪だとちょっと嫌だなという人もいました。

司会者

今の裁判員法上はそうなっているということで、ただ負担は確かにあるんでしょうけれども、そういう重い事件だからこそやはりみんなで意見を出し合ってやっていこうというところにも意味があるかなと思います。

5 番

その辺を浸透させたり、PRの努力をされたほうがよろしいかと。

司会者

そうですね。PRというのは確かにおっしゃるとおり大事なことだと思いますので、これからも考えさせていただきたいと思います。5番さん何かいいアイデアはありますか。

5番

裁判員制度に対して、インターンシップ制度というのはいないんですか。例えば我々経験者がこういう話をしているときに希望している人とか、第1段階で選ばれた人を臨席させるのはどうですか。

司会者

経験した方を交えて何かお話する機会を設けるということもまた1つ考えられると思いますし、そのあたりは確かにまたそういった御意見も踏まえながら考えていきたいなと思っています。長い時間の中で、非常にいろんな場面で貴重な御意見をいただきまして、これをまた参考にしながら、裁判員裁判の審理あるいはPR等も含めて、改善につなげていきたいと思っています。本日は、皆さん、どうもありがとうございました。